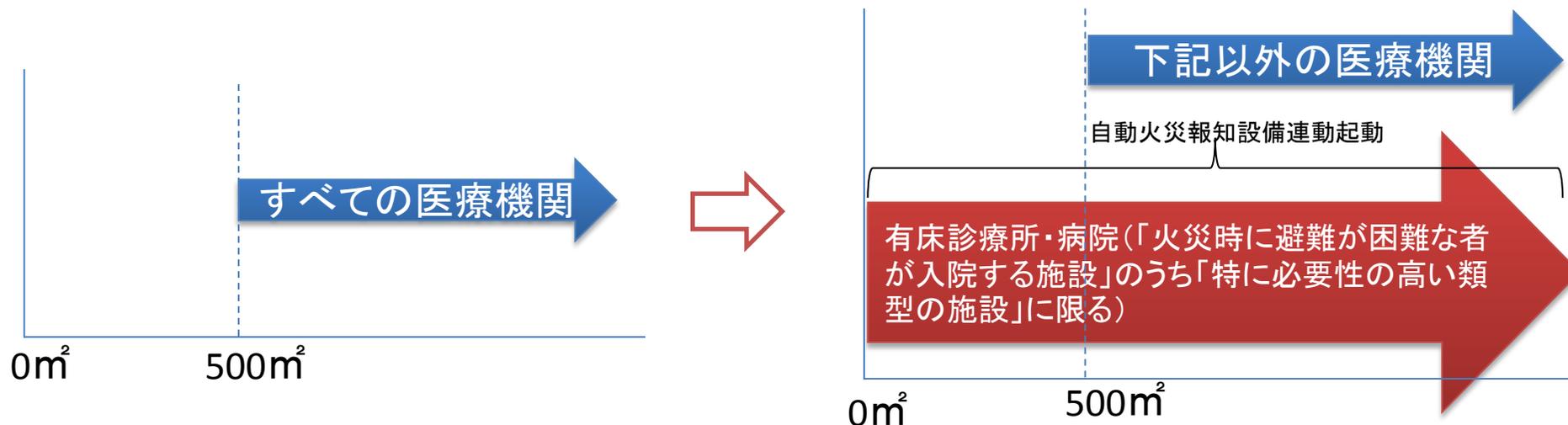


## 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置等)



有床診療所・病院(「火災時に避難が困難な者が入院する施設」のうち「特に必要性の高い類型の施設」に限る。)の消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置等)の設置基準を「500m<sup>2</sup>以上のもの」から「すべてのもの」に引き下げると共に自動火災報知設備と連動起動化

※スプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、消火器及び屋内消火栓の設置基準についても併せて改正を検討する必要がある。